# 議会運営委員会会議録

1 日 時 平成31年2月26日(火)

会議時間 14時00分開会 14時45分閉会

2 会議場所 役場3階第1委員会室

3 出席議員 委員長 : 鈴木孝寿

副委員長:口田邦男

委員:髙橋政悦、奥秋康子、桜井崇裕

議 長 :加来良明

4 事務局 事務局長:佐藤秀美、係長:宇都宮学

5 説明員 副町長:金田正樹、

総務課長 田本尚彦、総務課長補佐 鈴木聡、行政管理係長 川口二郎

- 6 議 件
- (1) 平成31年 第2回町議会定例会の運営について
  - ①予定議案等(町・議会)の確認
  - ②一般質問の確認
  - ③審議方法及び審議日程の決定
  - ④会期の決定
  - ⑤陳情、請願、意見書等について
    - ・地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用 安定に関する意見書の請願
- (2) 清水町議会及び委員会傍聴規則の一部改正について
- (3) 清水町議会会議規則等運用例の一部改正について
- (4) 模擬議会の開催について
- (5) 議会モニターの募集について
- (6) 議員研修の受講希望者募集について
- (7) その他
- 7 会議内容 別紙のとおり

委員長(鈴木孝寿):議会運営委員会を開会する。本日の議件はレジュメのとおり。

(1) 平成31年第2回町議会定例会の運営について

①予定議案等(町・議会)の説明

委員長:はじめに予定議案の確認を行う。執行側より前回の議会運営委員会開催以降に提出議案の変更、追加、取りやめがあれば説明をお願いする。

金田副町長:1件追加をお願いする。前回の議会運営委員会の際に3件の人事案件について説明したが、事前送付ができなかった公平委員会について調整が終わり、提案できることとなった。開会初日に議案を配付するので、会期内での審査をお願いする。以上1件についてよろしくお願いする。

委員長:今副町長から説明があった公平委員会の部分については、開会日に配付ということで確認したいが よいか。

(よいという声あり)

委員長: 異議なしと認める。合わせて議会提案の変更、追加の確認をする。

佐藤局長:請願1件の追加がある。後ほど取り扱いについては確認するが、清水地区連合から「地方公務員 法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の 請願」が提出されている。追加は以上の1件。

委員長:請願が1件増えた。よいか。

(よいという声あり)

### ②一般質問の確認

委員長:一般質問に関しては、7名 14 項目の通告があった。答弁書の提出を希望する議員は通告のあった 全議員。若干時間をとって質問事項のチェックをする。休憩する。

【休憩 14:03】 【再開 14:07】

委員長: 再開する。問題点等があれば発言をお願いする。

加来議長:一般質問の内容で、山下議員の2項目目「高齢者の状況について」と、中河議員の「高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる福祉サービスの提供は」の(1)の部分が重複しそうだが、山下議員は具体的なところを質問しているが、中河議員は幅広い中での高齢者対策を質問するということで、受付の時点で中河議員には山下議員の質問項目と重複しないようにと確認した上で受付しているので了承をいただきたい。

委員長:山下議員と中河議員の部分については調整がついている。これらを踏まえて各議員から何かあるか。 一般質問については確認したということでよいか。

(よいという声あり)

委員長:なお、チラシ折り込みで住民に周知する関係上、3月 11 日を1番から4番まで、5番から7番までを3月 12 日と分ける。一般質問関係で何もなければこれで進める。

#### ③審議方法及び審議日程の決定

委員長:審議方法及び審議日程について、事務局長から説明をお願いする。

佐藤局長:審議方法、審議日程について説明する。付議予定議件に沿って説明する。基本的には第1回目の 議会運営委員会の予定から変更はないが確認のためにもう1度説明する。まず条例関係、議案第9 号、議案第 12 号、議案第 14 号、議案第 16 号の 4 件は新年度予算に関連するということで初日に 予算審査特別委員会に付託したい。残りの4つの条例の制定・一部改正・廃止については、最終日 3月19日の本会議で審議にしたい。補正予算4件は、初日の3月5日本会議での審議。平成31年 度の6会計の当初予算は初日3月5日に関連条例と合わせて予算審査特別委員会を設置して審査 を付託したい。その他の議案として、行政報告は初日3月5日本会議での報告。町政執行方針・教 育行政執行方針についても初日3月5日本会議で述べる。 町道の路線廃止・認定の議案は最終日3 月 19 日本会議での審議。人事案件である人権擁護委員候補者の推薦、固定資産評価審査委員会委 員の選任についても最終日3月19日本会議での審議とする。次に議会関係の分。一般質問7名14 項目の通告があったが、3月11日、12日の2日間日程で11日が4名、12日が3名という日程の 割り振りで一般質問を行いたい。請願については後ほど確認するが、会議規則の中で所管委員会に 付託となっているので、所管委員会に付託することを基本に考えていただきたい。所管事務調査の 報告については、総務産業と厚生文教の常任委員会から報告が予定されている。初日3月5日本会 議で報告を行う。所管事務等調査の申し出、議員派遣については最終日3月19日本会議での決定 をお願いする。会期中に提出が予定されるものとして、公平委員会委員の選任については開会日に 議案が配付される。審議日程は人事案件として最終日3月19日に本会議での審議を行う。議会側 については、委員会報告として予算審査特別委員会の審査報告、請願審査報告が予定されている。 教育行政執行方針が事前に送付されているが、一部文言誤りがあった。執行方針の内容として変わ る部分はないが、修正版の差し替えは開会日当日に配付する。修正箇所は事前にメールで連絡をし ているが開会日当日差し替え版を配付したいと考えている。

委員長:これについて何かあるか。

(なしの声あり)

委員長:このかたちで進めたい。

続いて予算審査特別委員会の進め方について確認する。例年の審査方法については、担当課から特に説明を要する事項の説明を受け、一般会計歳出・歳入、特別会計の順に進め、一般会計歳出は目ごと、一般会計における特別会計へ繰出金は特別会計の際に行い、関連条例の審査は該当する歳出の最初に行っている。質疑は一問一答方式として、回数の制限を設けず連続して行い、委員会での討論は省略している。また、説明員が発言の際は挙手をして「委員長」と呼び、該当する審査の最初の発言の際は職名を言うよう執行側にお願いしている。例年のようなかたちを考えているがよいか。

(よいという声あり)

委員長:次に、全員協議会の開催予定を確認する。

佐藤局長: 意見書提出を求める請願が提出されている。もし請願が採択になれば意見書等の協議が必要になるので、3月12日の一般質問2日目の本会議終了後に全員協議会の開催を予定したいと考えている。

④ 会期の決定

委員長:会期は3月5日(火)から3月19日(火)までの15日間とする。

⑤陳情、請願、意見書等について

委員長:請願1件の取り扱いについて諮る。「地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書の請願」について、日本労働組合総連合会北海道連合会清水地区連合会より来ている。請願については、会議規則第91条で所管の委員会に付託するとされており、これについては総務産業常任委員会への審査を付託したいと思うがよいか。

(よいという声あり)

委員長:以上で定例会の運営について終わる。休憩する。

【休憩 14:18】

(執行側退席)

【再開 14:18】

(2) 清水町議会及び委員会傍聴規則の一部改正について

(3) 清水町議会会議規則等運用例の一部改正について

委員長: 再開する。(2) 清水町議会及び委員会傍聴規則の一部改正と(3) 清水町議会会議規則等運用例の一部改正について関連するので一括議題とする。事務局長より説明をお願いする。

佐藤局長:北海道町村議会議長会から平成30年12月5日付けで送付を受けた「標準町村議会傍聴規則等の 改正について」を配付している。内容については、町村議会傍聴規則の一部改正が1点ある。その 傍聴規則の改正の内容については、傍聴人を受付する際に受付簿として1枚の紙に何人も名前など を書くようになっているが、最近個人情報の観点から好ましくないという考えもあり、受付簿では なくて単票方式の受付票に名前を書いて受付箱に入れることとされている。実際には芽室町など管 内でも何箇所かでやっているが、そういう方式に標準の傍聴規則の改正が行われた。あわせて受付 票や傍聴人を制限する際の傍聴券の書式例も通知されてきている。もう1点が、町村議会の運営に 関する基準の一部改正。町村議会の運営に関する基準というのは、清水町では会議規則等運用例と いうかたちで制定している部分と共通しているが、運営に関する基準の改正は2点ほどある。1点 が先ほど言った傍聴の手続きで傍聴人の受付票の取り扱いについてを明記している。もう1点が、 住民監査請求があった場合監査委員から議会への通知が義務付けられたということで、運営基準に ついては2点の改正が含まれている。それらの標準の規則等が改正されたので、それを受けて清水 町議会としてどうするかということで、まず1つ目、清水町議会及び委員会傍聴規則の一部を改正 する規則について配付している。2枚目に新旧対照表を添付している。今までは傍聴人受付簿に自 身の住所と氏名を記入することになっていたが、傍聴人受付票に記入する。第2項では団体の傍聴 の手続きについてうたっている。ここについても代表者または責任者が前項に規定する事項並びに 人数を傍聴人受付簿に記入するとなっていたが、この部分を代表者または責任者が前項に規定する 事項及び人数を傍聴人受付票に記入するということで、基本的には傍聴人受付簿を傍聴人受付票に 改める。それから、接続詞について正しいものに改正したという内容。もう一つが清水町議会会議 規則等運用例の一部改正。清水町の運用例は標準の町村議会運営基準とかなり違っている部分があ るが、99項の中に傍聴者の規定があり、その次の100項及び101項が削除になっている。今回標準 の町村議会運営基準で「傍聴人の受付票は記入後、受付箱に投函させるなど個人情報保護の対策を 講じる」という条文が新たに最後に付け加えられているが、清水町の運用例では、たまたま 99 に 傍聴者の規定があって 100 項及び 101 項が削除で空いているから、100 項に「傍聴人受付票は記入 後、受付箱に投函させるなど個人情報保護の対策を講じる」ということを、傍聴者のところに引き 続き規定してはどうかという改正内容になっている。先ほど話をした住民監査請求の通知について 調べてみると、法律の施行が平成 32 年4月なので今回は改正せず、傍聴人の部分だけを改正した いという内容になっている。

委員長:清水町議会及び委員会傍聴規則の一部改正と清水町議会会議規則等運用例の一部改正について意見はあるか。今まで誰が傍聴に来たかそこを見れば一目瞭然だったが、箱に入れることによって議員としても勝手に見るわけにはいかなくなるのかと思うが、この辺の取り扱いは現実的にはどのように考えていくか。

佐藤局長: 形的には受付票で傍聴人を受付するが、その後に事務局で一覧表は作りたいと思っている。もし 議員が見たいのであれば、それを見せることは可能。

委員長:基本的には誰が傍聴に来ているかは分からないということか。

佐藤局長:議会で知りたい情報なので議員が見るのは当然良いと思うが、やはりほかの方に見えないように するという配慮かと思う。

髙橋委員:昔からやっていることなのだろうけれども、そもそも受付はなぜ必要なのか。受付したリストを何に使ったのかがよくわからない。

佐藤局長:一点は調査。実態調査というものがあり、必ず傍聴人の数を把握することになっている。受付簿から傍聴人の人数を拾って調査に回答しているということ。議会側としてはいろいろな調査、例えば感想を聞きたいとかそういったことをする場合に資料になるということで書いてもらっている

ということだと思う。

- 髙橋委員:全くナンセンスな話でいらないのではないかという気がする。ましてや個人情報云々の話で、今まで連記式だったものを一枚ずつ受付票を作るというのは時代に逆行している感じもする。人数だけだったら事務局が数えていれば分かる話だし、それでも規則を変えたいというのはちょっとおかしな話。これについては町村議会議長会がもう少し考えてくれないかという感じはする。
- 佐藤局長:ひょっとしたら何も書かせていない議会もあるかもしれない。議長会の考え方としてはいろいろな調査をお願いすることもあるといったことで誰が来たか分かるようにするということで、標準の傍聴規則の中でも住所・氏名・年齢を書くことになっている。うちの議会では住所・氏名だけ。その部分については引き続きということで今回改正案を作成している。
- 委員長: これについてはこのままでいきたいと思うが、その考え方の根拠としては調査のため。正直言って 書かない人も中にはこれまでもいた。書かないことによって入れないという罰則は特に設けていな いということもある。議長には意見として議長会に何かの際にはこういう発言もいただければとい うことで、今回は規則の改正をしたいと思うがよいか。
- 髙橋議員:そういうような結論を出すと町民は議会に不信感を出す。これについては議長会でこう言われたからそのとおりにするなんてことで済む話ではないと思う。それなりにどうなのかということは検討しなければならないし、本会議でやるものでもない。全員協議会で一回揉んで、その中で決まったら6月の定例会にでも出せばいい話ではないか。
- 佐藤局長:傍聴規則は議決事項ではない。議長が定める内部規定。会議規則は議決事項だが傍聴規則は議長が定めるので議決事項ではない。でも実は制定したときには議決していてそのときは何でも議決していたようだったが、現状では議決事項ではない。もし引き続き検討するのであればそれでも結構だと思う。特に期限を急ぐものでもない。
- 加来議長:傍聴規則については、一度傍聴規則全体に目を通してもらってから協議したほうがいいのではないか。

委員長:休憩する。

【休憩 14:33】 【再開 14:38】

委員長: 再開する。この件については再度全体の資料を見直しながら次回の議会運営委員会で継続的審議と したい。

### (4) 模擬議会の開催について

委員長:模擬議会の開催については、平成31年度開催に向けて、昨年の12月に清水高校に依頼している。 その後の確認は入試や卒業式等々があるので3月中旬以降再度打ち合わせをすることになっている

佐藤局長:昨年12月に、議長と議会活性化特別委員会の正副委員長と清水高校に訪問して、高校生を対象とした模擬議会の開催を打診している。その後の状況を先日電話で確認したら対応は可能だということ。新しい議員構成になって議会運営委員会も新しいメンバーになったので一度打ち合わせさせてほしいという話をしたら、3月中旬以降にそういった機会を設けるということになった。一度議長と委員長と打ち合わせに行きたいと思っている。

委員長:何かあるか。

(なしという声あり)

## (5) 議会モニターの募集について

委員長: 平成31 年度から議会モニターを設置することになり、募集要項に基づきモニターを募集したいと考えている。これについて何か意見等があれば受ける。4月15日から5月14日まで募集する。これはしみず広報に合わせるというかたち。これは既にやることになっているので、周りにいろいろ声をかけながらぜひ盛り上げていきたいと思っている。

## (6) 議員研修の受講希望者募集について

委員長:平成31年度から議員研修の充実を図るため、道外の研修所等の研修に議員を派遣することになったが、年度ごとに実施計画を作成するため、資料のとおり受講希望者を募集したいと考えている。 佐藤局長:議会活性化特別委員会での協議の中で、清水町議会議員研修要綱を作成することになっている。 その中で、道外の研修に参加して研修を充実させるという方向性が示され、新年度予算に3名分道 外研修の予算を計上しているので、それらの研修に参加希望する議員の募集をかけたい。対象となる研修については、全国町村議会議長会で行っている議長・副議長、広報委員を対象に した研修については、全国町村職員中央研修所の議員向けの研修、全国市町村国際文化研修所の議員向け の研修については、それぞれ年間計画が示されてきているので、その中で議員研修として行われる 部分の希望者を募集する内容。もし3名以上の応募があった場合には、来年度以降も予算は計上していこうと思っているが、単年度では3人となっているので多数の場合は議会運営委員会の中で決定してもらおうと考えている。

## (7) その他

委員長:以上で今日の議件は終了した。これ以外にその他として全体を通して何かあるか。

(なしという声あり)

委員長:以上で議会運営委員会を終了する。

【終了 14:45】